

第 359 回(令和4年9月)定例会

会派提案意見書案

番号	件名	提出 会派
意 1	部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書	自民
意 2	空き家対策の強化等を求める意見書	自民
意 3	スタートアップの創出・育成のための支援の強化を求める意見書	自兵庫
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書	自兵庫
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための対策強化を求める意見書	県民
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見書	県民
意 7	女性デジタル人材育成を強力的に推進するための支援を求める意見書	公明
意 8	医師確保対策の充実を求める意見書	公明
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書	維新
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書	維新
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共産
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書	共産

意見書案 第 号

(自由民主党)

部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書

学校における部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。しかし、生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行により、部活動の人数が揃わない、希望する部活動ができないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

一方、これまで部活動は、教師による献身的な勤務の下で成り立っており、休日を含め長時間勤務の要因であった。また、指導経験のない教師にとっては多大な負担であるとともに、生徒にとっても望ましい指導を受けられない等の弊害が生じている。

そのような状況の中、文科省においては、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要として、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を示し、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」において、令和5年度から令和7年度末を目途に、休日の部活動を段階的に地域移行することが提言された。

しかし、地域におけるスポーツ団体・施設等の活動環境の整備、専門性や資質を有する指導者の確保、会費や使用料等の費用負担のあり方、関連諸制度の整備等、部活動の地域移行に対する課題は多く、各地方自治体に対する十分な予算措置が求められている。

よって、国におかれては、休日の部活動の段階的な地域移行を始めるにあたり、具体的な制度設計の提示及び必要な予算措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少や家族構成の変化等により、空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理がされていない空き家は、周辺への安全性の問題や公衆衛生の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成 30 年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は 848 万 9 千戸、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 13.6%で、そのうち、別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期にわたって人が居住していない空き家等その他の住宅は 348 万 7 千戸と、いずれも過去最高であった。

平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となったが、所有者が不明の場合に略式代執行により行う除却等については、市町の財政的な負担が大きく、適切に対応しきれていないのが現状である。

また、特定空家等で勧告されたものについては、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外措置がなされることになったが、勧告されていないものについては、適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しいといった問題もある。

よって、国におかれては、空き家対策を強化するとともに、特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助を現行の 2/5 から拡充すること。また、空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空き地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 所有者不明空家等（土地含む）の財産管理人選任申立てにかかる予納金に対し、跡地の利用を問わず財政支援を行うこと。
- 3 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、居住実態がなくなっただけからの期間など具体的な基準を示した上で、市町が積極的に住宅用地特例を解除できるよう制度改正を行うこと。また、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

スタートアップの創出・育成のための支援の強化を求める意見書

我が国における新たな産業や雇用の創出、産業競争力の強化、地域経済の活性化、そして社会課題の解決には、スタートアップにより生み出されるイノベーションが必要であり、スタートアップの育成支援が求められる。

国では、本年をスタートアップ創出元年と位置づけ、年末までに育成のための5か年計画を策定し、大規模なスタートアップの創出に取り組むとされている。

本県は、国が推進するスタートアップ・エコシステム拠点都市構想において、世界に肩を並べる「グローバル拠点都市」に選定されており、神戸市と連携してファンドを設立するなど、スタートアップ支援の充実を図っている。

更に今年度からは、社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成する「ひょうごスタートアップアカデミー」を始めるなど、起業支援や人材育成等に取り組んでいるが、スタートアップの創出・育成には、これらの取組の継続や強化が必要であり、国による一層の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、我が国の経済成長や社会課題の解決に向けての大きな役割が期待されるスタートアップの創出・育成に向けて、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体を実施するスタートアップ創出や育成のための施策に対して、継続的な支援の充実・強化を図ること。
- 2 グローバル拠点都市の地方自治体を実施するスタートアップ創出・支援施策に対して、自由度の高い交付金制度を創設すること
- 3 スタートアップ創出に資する人材育成や投資環境の整備、規制緩和を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

教員の多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まり、地域の教育力の低下等を背景に、教育現場における課題は一層複雑化・多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場におけるコロナ対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教員は、教科指導や教育指導等の本来の職務を遂行するために多忙を極めている。

また、教員の多忙化により、教員志望者が減少し、休職者の代替や非常勤講師が配置できないなど教員不足が深刻化しており、教員一人当たりの負担が更に大きくなるといった負の連鎖も生じている。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員が子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。
- 2 部活動指導員配置等への財政措置を拡充するとともに、令和5年度から段階的に始まる休日の部活動の地域移行については、運営に要する経費に対し必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

霊感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための
対策強化を求める意見書

宗教や霊といった超自然的なものを悪用し、人を心理的な不安に陥れて金員を出させる霊感・霊視商法の被害が後を絶たない。

「先祖の霊がついている」、「先祖や水子のたたり」等と語り、不安な心理状態に陥れ、畏怖させ、それにつけ込んで、印鑑、壺、掛け軸などを法外な金額で売りつけたり、それから救われるためには祈祷をする必要があるとあって法外な祈祷料を支払わせるなど、多様な手口が明らかになっている。

「全国霊感商法対策弁護士連絡会」によると、全国の弁護士団に寄せられた相談件数は1987～2021年で2万8236件、被害額は約1181億円であり、消費者センター等への相談件数やその被害額を合わせると、被害の実態はさらに甚大なものになる。

霊感・霊視商法の被害は立証が困難で、解決にも費用と時間がかかる場合が多いとされるため、表面化していない被害も巨大で、史上最大の消費者被害とさえ言われる。

霊感・霊視商法による被害を未然に防ぐための対策を強化するとともに、被害者には精神的、経済的な救済策を講じることが求められている。

よって、国におかれては、国民生活の実態に即した対策を適時に講じるため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 霊感・霊視商法による被害を未然に防止するため、消費者啓発事業を強化すること。
- 2 霊感・霊視商法による被害に適切に対応するため、地方における消費生活センターの機能強化及び消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援を拡充すること。
- 3 霊感・霊視商法の被害情報を集約し、適切な対応が迅速にとることができるよう、新たな法整備を研究すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体では、医療・福祉など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、昨今の増大・複雑化する行政需要への対応が求められている一方で、公的サービスを担う人材不足の深刻化・職員の疲弊といった問題が生じている。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症への対策、多発する大規模自然災害や原油価格・物価の高騰への対応など、緊急の対応を要する課題に直面しており、これらの抜本的解決に向けて、更なる地方財政の充実・強化が不可欠な状況となっている。

よって、国におかれては、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 社会保障、感染症対策、防災・減災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、保健所体制・機能の強化、子育て支援、児童虐待対策、地域医療の確保、高齢者・障がい者福祉、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、持続可能な地域社会を維持・活性化させ、少子化に歯止めをかけるため、財源の確保はもとより、増額も含め検討すること。
- 4 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源の確保を図ること。
- 5 デジタル・ガバメント推進や脱炭素化をはじめとした社会構造の転換に向けては、地域の実情に即した継続的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。国は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととしている。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図られるとして、大きな期待が寄せられているところである。

よって、国におかれては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

医師確保対策の充実を求める意見書

へき地等に一定期間勤務することを義務づけている医学部の地域枠の入学定員は、2021年度まで都道府県に一律に毎年原則10名を上限とされていたが、地域における医師不足、診療科偏在の問題は解消されていない。さらには新型コロナウイルス感染症への対応により、全国では依然として医療状況は逼迫しており、地域における医師不足の状況はさらに深刻さを増している。

こうした状況にもかかわらず、「医療従事者の需給に関する検討会」において、医学部定員については、医師需給推計を踏まえ、2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む総定員を減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で検討が進められている。

よって、国におかれては、地域における医師不足、診療科偏在の問題の解消に向け下記項目に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 医師の需給推計については、新興感染症等の感染拡大時にも必要な医療が提供できる体制を確保するため、地域に必要な供給量を再検証するとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程等を明確に示し、十分説明を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、2022年度及び2023年度については暫定的に現行どおりとされたが、2024年度以降も、地域枠の設定が医師の地域偏在の改善に資する効果をより明確化し、また、改善が明確でない診療科偏在の是正策が確立するまでは、医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること。
- 3 地域枠については、地域の実情に応じ、地域枠が設置できるよう、都道府県知事が必要とする数を別途要請することも可能な制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書

令和4年4月より生殖補助医療（いわゆる不妊治療）が保険適用となった。これにより利用者負担の軽減につながっている一方で、一律の保険点数制度により成功率にかかわらず診療報酬が一律となり、機材や技術の付加価値が評価されない制度となっている。

また、プラスアルファで高度な治療法を受けようとするといわゆる混合診療の問題で治療のすべてが全額自己負担となり、特定不妊治療助成制度は保険適用化によって終了しているため、かえって自己負担が増えるケースもでてくることとなっている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 不妊治療が保険適用となったことで支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成の再開を検討すること
- 2 不妊治療分野におけるいわゆる混合診療に対する保険適用を速やかに認めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。また、本年9月にも静岡県で同様の事案が発生している。児童生徒を送迎するスクールバスの運転手及び添乗員には、現状、安全研修の義務が無い。また、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車ではシートベルトの設置も免除されている状況である。

幼児自らベルトの着脱が難しいため緊急時の脱出が困難なこと、幼児の体格は年齢によって様々であり一定の座席ベルトの設定が困難であること、同乗者の着脱補助作業が発生することからシートベルトの設置が免除されているが、時代の変化とともに乗用車の後席座席ベルトの着用が義務付けられるなど安全に対する考え方もより高度になっている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び添乗職員への安全研修などを義務付けること
- 2 幼児専用車のシートベルト設置免除について、一定の年限を設定しシートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

奨学金返済免除を求める意見書

学費が高すぎるというのが、学生、保護者の実感です。国立大学でも年間54万円、私立大学は平均93万円にのぼり、多くの学生がアルバイトや奨学金「頼み」で、家族の負担も限界です。「高等教育の修学支援新制度」（20年開始）は所得要件が厳しく、大学要件もあり、受給者は、全学生の8%にとどまっている（2020年度）。少なくとも先進国なみの給付型奨学金制度をつくることは、国際人権規約にある高等教育無償化条項の留保を撤回した日本政府の責任である。

また、日本の大学の入学金制度は他の先進国にない独特の制度で、私立大学で平均約25万円、国立大学は約28万円と高額になっている。受験校選択や進学の手かせとなる入学金制度も改善が必要である。

こうした先進国の中でも、突出した高学費・類のない入学金制度のため、日本の学生の約5割が奨学金に頼らざるを得ない状況です。貸与型奨学金の平均利用額は約300万円、学部によっては、また院への進学になると平均利用額の2倍以上にもなり、卒業後の返済が長期に渡るため、結婚、出産をためらう声が多くありません。返済が滞って、保証人である家族や親せきを巻き込むケースも多発しており、奨学金返済のあり方の抜本的改善が急務です。政府は「出世払い型奨学金」制度導入を検討していますが具体的内容は未だ明らかになっていない。

アメリカ合衆国のジョー・バイデン大統領は2022年8月24日、数千万人のアメリカ国民を対象に多額の学生ローンの返済を免除する計画を発表した。計画は年収12万5000ドル（約1700万円）未満の場合は1万ドル（約136万円）、低所得世帯を対象とした補助金「ペル・グラント」の受給者は2万ドル（約270万円）の返済が免除されるという内容になっている。

若年者や子育て世代にとって、新型コロナウイルスパンデミックや、賃金が上昇しないもとでの急激な物価高によって奨学金返済がますます負担になっている。日本でも奨学金返済免除を行うよう国に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書

少人数学級への国民的な運動がひろがり、国は、2021年、40年ぶりに義務標準法に規定する学級編制の標準を改正し、段階的に、小学校6年生までの35人学級を実現に踏みだした。

しかし、小学校だけ、5年かけて実現するというだけでは、不十分である。教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキンググループ第1回合意文書では、「児童生徒と教員が接する時間を多く確保できている」「児童一人ひとりの状況を把握しやすい」「教員の負担軽減にもつながっている」「学校生活において落ち着いた生活を送れている」などと少人数学級の効果について述べている。このことは、中学、高校でも指摘されている効果である。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業のありかたを変える、学級の雰囲気落ちつき安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性がうまれるなど、教育に新しい可能性をもたらすものである。

昨年、閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、公立中学校への少人数学級の導入を検討することなどが新たに盛り込まれ、当時の文部科学大臣も、中学での少人数学級の実施に意欲を示していた。教育的効果とともに、コロナ禍における身体的距離を保つために、身体の大きな中学、高校でこそ少人数学級にすることは、喫緊の課題である。

以上のことから、国においては、小学校での35人学級を早期に実現するとともに、中学、高校でも早期に35人学級を実現し、より教育的効果の高い30人、欧米の標準となる20人学級への道をひらくことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。